春日市の犬の飼い主の皆様

狂犬病予防注射の制度が変わります

令和9年3月2日から

令和9年(2027年)3月2日から、狂犬病予防法施行規則の改正により、次のとおり、制度が変わります。

変更点1 狂犬病予防注射の接種時期が通年になります

改正前

毎年４月から6月までの接種が法律で義務付け



改正後

通年での接種



変更点2 3月2日から3月31日までに接種した狂犬病予防注射の取扱いが変わります

改正前

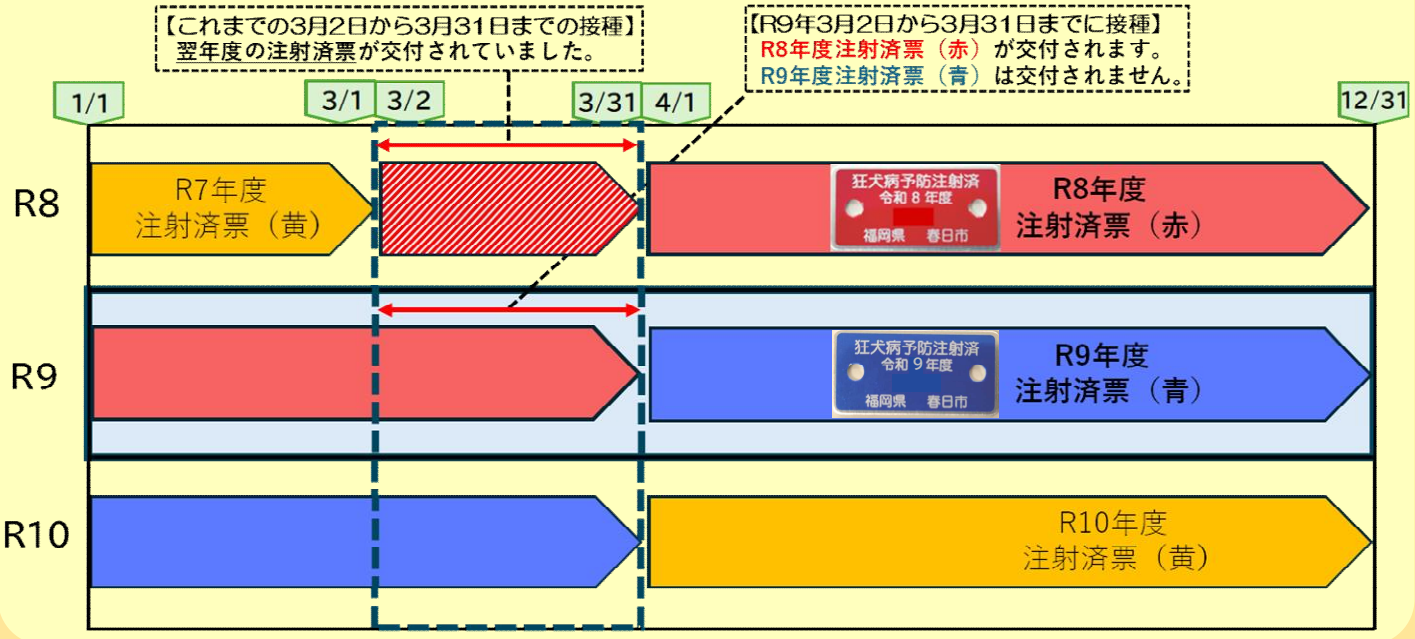
3月2日から3月31日までに接種すると翌年度の接種として扱う



改正後

3月2日から3月31日までに接種しても翌年度の接種として扱われない

※　実際に予防注射を受けた年度と交付される注射済票の年度が一致することになります



春日市　協働推進部　環境課　生活環境担当
〒816-8501 春日市原町3-1-5　午前8時30分～午後5時
※　土日祝日を除く 12月29日～1月3日は年末年始閉庁日
☎ 092-584-1111（内線3222・3223）／FAX 092-5841147✉kankyo@city.kasuga.fukuoka.jp